

砥部町告示第193号

令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年12月26日

砥部町長 佐川秀紀

令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯及び若年世帯（以下「子育て世帯等」という。）の町内への定住及び転入を促進するため、子育て世帯等に対し、予算の範囲内において、町内で住宅を取得するために要する費用等の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 小学生以下又は妊娠中の者が属する世帯をいう。
- (2) 若年世帯 世帯全員の年齢が令和5年4月1日時点において40歳未満である世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が新たに自己の居住を目的として取得した住宅であることのほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 令和5年4月1日以降に建築工事請負契約又は売買契約を締結し、所有者として所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したものであること。
 - (2) 補助金の交付申請日において、登記完了日から起算して1年以内のものであること。
 - (3) 中古住宅については、建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅又は耐震改修工事を実施している若しくは耐震診断を受けて耐震性能があることを確認されている住宅であること。
 - (4) 補助対象住宅の取得にあたっては、贈与、相続、遺贈等によるものでないこと。
 - (5) 同一の補助対象住宅に係る申請は1回限りとする。ただし、所有者が異なる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、公共工事等に伴う移転補償により取得する住宅は、補助金交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅に居住する子育て世帯等に属する者
- (2) 補助対象住宅を取得し、かつ、世帯全員が居住し、本町における居住が一時的な居住でない者。ただし、転勤、就学等に伴い世帯員の一部が居住できない場合は、この限りでない。
- (3) 補助対象住宅に係る建築工事請負契約又は売買契約を締結した者（共同名義による契約の締結の場合は、そのうち1名のみを対象とする。）又は同一世帯に属する者

(4) 所有権保存登記又は所有権移転登記において、所有権を有する者又は同一世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 市区町村民税を滞納している者及び同一世帯に属する者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者及び同一世帯に属する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はその関係者

(4) 同一の住替えで令和5年度砥部町親・子世帯近居・同居支援事業費補助金交付要綱（令和5年砥部町告示第194号）に基づく補助を受けている者及びその世帯に属する者

(5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている者及びその世帯に属する者（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の取得に係る建築工事請負契約又は売買契約に係る経費（土地の代金を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金の交付対象としなない。

(1) 既存住宅の増築又は改修工事に係る経費

(2) 賃貸の用に供する住宅又は住宅のうち賃貸の用に供する部分の工事又は取得に係る経費

(3) 併用住宅における事業部分の工事又は取得に係る経費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1に相当する額で、上限は20万円とする。（交付申請）

第7条 申請者は、令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときは、令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 5 年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金
交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請・請求者

住 所 〒 ー

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金の交付を受けたいので、令和 5 年度
砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のと
おり関係書類を添えて申請します。

1 世帯の状況

世帯種別	1 子育て世帯		2 若年世帯	
住宅所在地	砥部町			
住宅の所有状況	1 単独名義		2 共有名義	
	共有者	住所 氏名	(続柄)	
住宅の所有権保存又は 所有権移転登記年月日	年 月 日			
住民登録日	年 月 日			
世帯員 (申請者を除く。)	フリガナ	続柄	生年月日	年齢
	氏 名			

(裏面あり)

2 補助金の額

補助対象経費(A)	円	住宅の取得に係る建築工事請負契約又は売買契約に係る経費(土地の代金を除く。)
基礎額(B)	円	(A)×1/10
補助限度額(C)	金 200,000 円	上限額
申請・請求額	円	(B)と(C)のいずれか少ない方の額

3 振込先口座(申請・請求者名義の口座)

金融機関名					支店名								
預金種別		普通		当座	口座番号								
フリガナ													
口座名義人													

4 関係書類

- (1) 補助対象住宅に居住する世帯全員の続柄の記載された住民票の写し
- (2) 市区町村民税納税証明書(申請日時点で取得できる最新のもの)
- (3) 補助対象住宅に係る建物の登記記録の全部事項証明書(土地の登記は不要)
- (4) 位置図
- (5) 住宅全体写真
- (6) 建築工事請負契約書、売買契約書等の写し
- (7) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類

5 同意・誓約事項(内容を確認の上、全ての□に○を記入し、自署してください。)

- ☐ 申請日現在において、補助対象住宅に居住する子育て世帯等に属する者です。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しません。
- ☐ 町民税を滞納していません。
- ☐ 生活保護を受けていません。
- ☐ 同一の住替えて令和5年度砥部町親・子世帯近居・同居支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていません。
- ☐ 申請内容に一切の虚偽はありません。
- ☐ 町長が必要と判断した場合は、申請内容の審査に必要な範囲で、町税の納付状況を確認し又は提出書類に記載された情報を他の官公署等に照会・提供することに同意します。
- ☐ 補助金の交付後に交付要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは、速やかに補助金を返還します。

申請者氏名(自署) _____

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 振込予定日 年 月 日

3 交付の条件

- (1) 令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱に従わなければならないこと。
- (2) 令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、町長から補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく交付された補助金の全部又は一部を町に返還すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え助成事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和5年度砥部町子育て世帯・若年世帯住替え
助成事業費補助金の交付について、次の理由により不交付とすることに決定したので、
通知します。

不交付とした理由：